法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-13

協調会と大原社研

TAKAHASHI, Hikohiro / 高橋, 彦博

(出版者 / Publisher)
法政大学社会学部学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
社会労働研究 / Society and labour
(巻 / Volume)
42
(号 / Number)
3
(開始ページ / Start Page)
51
(終了ページ / End Page)
94
(発行年 / Year)
1995-12
(URL)
https://doi.org/10.15002/00006709

協調会と大原社研

高橋　彦博

一　二つの調査・研究機関
二　「労資協調」会のイメージ
三　「協調会宣言」の位置
四　社会政策講習所
五　社会政策学院
六　協調会と大原社研の接点
—結びとして—

一　二つの調査・研究機関

旧協調会の所蔵文献と収集資料は、今日、法政大学大原社会問題研究所の書庫に、大原社研の戦前の文献や資料と並べ収められている。旧協調会と戦前の大原社研の文献と資料が合流している姿を見るに付け、私は、この二つの研究機関が現代史に描いて見せたそれぞれの軌跡に思いを馳せざるを得ない。

協調会と大原社研は、第一次世界大戦直後の一九一〇年代から第二次世界大戦直後の一九四〇年代にかけて、ほぼ三〇年間、帝国体制と戦時体制の下で組織を保持し続け通した労働問題・社会問題に関する調査・研究機関であっ

た。同じく一九一九年に設立され、同時代に属する二つの研究機関であったが、協調会が解散し大原社研が新発足の道を選ぶ一九四六年までの二七年間に、協調会と大原社研は、それぞれの場でかなり対蹠的な社会問題・労働問題への対応を見せていた。

協調会は政府と財界の出資による財団法人・公益法人として社会化された国家機関の一種であり、大原社研は一地方財閥の出資金による純粋の民間機関であった。協調会は政府と財界の出資金七五三万円の財団であり、大原社研は大原財閥の数十万円の当初出資金で設立された財団であって、財団の財政規模において一〇対一以上の差があった。所員・職員の数を第二次世界大戦直後の時点で比較すれば、解散に直面した協調会の東京本部関係者は六〇名を超えていたが、新発足することになった大原社研の総員は一〇名程度であった。二つの機関は、所在地も、東と西に別れていた。協調会の本部は東京・芝にあったが、大原社研の本拠は長く大阪・天王寺にあった。

協調会は、「寄付行為」によれば、「事業主と労働者との協同調和を図る」ため「社会政策に関する諸般の調査研究」を行ない「其の実行」を目的とする機関であった。大原社研は、「寄付行為」によれば、「社会問題ノ解決ニ資スル」ため「社会問題ニ関スル学術上ノ研究調査」を行なうことを目的とする機関であった。「協同調和」と「社会問題ノ解決」との間には、大日本帝国の構造を国家機構としてだけでなく社会内諸集団の複合体として捉え、社会運動の領域を認識するという共通の「社会」的問題意識が含まれていた。しかし、「社会」問題への対応姿勢において、この二つの調査・研究機関は、「協調」を求めるか「解決」を求めるか、明らかに対極を構成する位置にあったのである。

協調会と大原社研は、それぞれの機関誌として『社会政策時報』と『大原社会問題研究所雑誌』を発行していた。この二つの機関誌を見れば、協調会と大原社研の間における政策提起と批判科学という理論的対象領域の違いが明瞭

である。協調会における社会政策センターとしての役割の自覚と大原社研における批判科学センターとしての矜持の保持というそれぞれの旗幟が、『社会政策時報』と『大原社会問題研究所雑誌』という二つの機関誌において鮮明にされていた。

人の要素においても、協調会と大原社研は対蹠的であった。協調会を構成する社会派官僚集団は、レオン・ブルジョワの「社会連帯主義」であるとか、国体論に基づく挙国一致の戦時社会政策論など、その思想的立脚点において、明確に非マルクス主義であった。その上、協調会は、調査・研究活動と「実践」を目的とする機関であったので、所員には行政官僚としての実務能力が求められていた。新官僚派の結集体となった協調会は、国家改造運動の政治センターとなった時期すらあった。

大原社研には、国家学的社会政策学派に叛旗を翻し、帝国大学機構から離脱した社会科学志向派が結集していた。その中心となるメンバーは、公然と、史的唯物論の文献渉猟と解釈を研究課題としていた。そして、大原社研は、調査・研究の領域から一歩でも足を踏み出すと直ちに官憲から警告を受ける立場に置かれた機関であった。大原社研の所員は、純粋な研究者であらねばならず、大原社研の所員達が『マルクス・エンゲルス全集』の出版に積極的に取り組んだのが「実践」の領域に最大限に接近した例となっていた。

財団法人として、規模と事業内容が異質であっただけでなく、研究者集団として、研究の方法と姿勢の違いを明確に示し、それぞれが独自の社会的場を持っていた協調会と大原社研であった。そのような対蹠性にも関わらず、この二つの研究機関の文献と資料は、最終の到達点において合流しているのである。

大正デモクラシー状況を背景として同じ年に生まれた二つの調査・研究機関であった。協調会と大原社研の文献と資料の合流には、官側データと民間側データの合体としての意義があっただけでなく、それ以上の意味が含まれてい

たのではなかったであろうか。顔形も、気性も、その生い立ちも、まったく異なったこの二つの研究機関であったが、その出生の秘密からすれば、協調会と大原社研は、あるいは第一次世界大戦直後に大正デモクラシーという同じ母胎から生まれた異父兄弟であったかもしれないのである。

協調会の中心人物は添田敬一郎であり、大原社研の中心人物は高野岩三郎であった。この二人は、ともに一八七一年生まれで同年であった。生まれ月も八月と九月と、ほぼ同じであった。添田は福井の人であり、三高を経て東京帝国法科大学の英法科を一八九八年に卒業している。「三二会」であった。高野は長崎の生まれであるが、東京の下町で育ち、一高を経て東京帝国大学法科大学の政治学科を一八九五年に卒業している。「二八会」であった。ほとんど共通点が無いように見える二人であるが、自由民権の時代に多感な一〇代を過ごし、穂積陳重、一木喜徳郎、富井政章、梅謙次郎、などが教壇に立つ法科大学で学び、壮年期に原内閣の出現という政党政治の開花に遭遇している。添田と高野の二人は、大正デモクラシー状況の空気を充分に吸った人物として共通点を持っていたのである。

先に、大原社研における社会問題研究が「社会研究」(Zozialfolschung)を企図する社会科学研究であり、そこでは「初期マルクス」学が、今日の到達水準を先取りする内容で確定されていたとする試論を発表した。また、そのような批判科学論において、戦時統制体制が示した社会化促進の動向に対する無力さの自覚があり、その結果、労働統制を通過課題として容認する理論的脆さが露呈されていた事例があることを確認した。(1) この小論は、そのような大原社研論を前提とした協調会論の試みである。(2)

一九一〇年代から一九三〇年代にかけてのいわゆる戦間期の二〇年間における労働問題の発生と激化に国家、政府、政党、経営者団体、労働組合、などが対応する領域が「労働政策」概念において総体的に把握され、今日までかなり精力的に、しかも鋭い論理性を持って追究されて来た。池田信『日本的協調主義の成立—社会政策思想史研

究－』（啓文社、一九八二年）、林博史『近代日本国家の労働者統合』（青木書店、一九八六年）、西成田豊『近代日本労資関係史の研究』（東大出版、一九八八年）、佐口和郎『日本における産業民主主義の前提－労使懇談制度から産業報国会へ－』（東大出版、一九九一年）などのポレミックな先行業績をここで想起したい。そのような「労働政策論」から浮かび上がる協調会の位置をさらに確定し修正する作業として社会労働運動史の領域の拡張された部分における協調会各論があり、協調会史論があると思われる。

（1）拙稿「戦時体制下の社会科学研究所－森戸辰男と大原社研－」『社会労働研究』第四一巻第三号、一九九四年一二月。同じく、「社会研究」を掲げながら、「外への亡命」に追いやられたベンヤミンやホルクハイマーのフランクフルト社会研究所派の場合、その後の批判理論の展開となったが、「内への亡命」を通過した高野岩三郎や森戸辰男の大原社研派の場合、社会民主主義としての政策科学論の展開がもたらされたとするシェーマの提起が、先の試論としての大原社研論の帰結であった。

（2）一つの通史として協調会を論じ、日本の社会に明治期から特徴的な、その意味では伝統主義となっていた協調主義の社会政策への転化に、日本の近代化の創意性を見出そうとした意欲的な議論として W.Dean Kinzley,Industrial Harmony in Modern Japan;the Invention of a Tradition,Routledge 1991. がある。今日まで、協調会の総体を見通して論じた著者はこの一点に留まっているようである。協調会に関する最近の各論としては、米川紀生「協調会の成立過程－我国に於ける労資関係安定のための民間機関の構想－」『経済学年報』（新潟大学、第三号、一九七九年二月）、米川紀生「協調会の労働組合論」『新潟大学・経済論集』（第二六・二七合併号、一九七九年五月）があり、島田昌和「一九二〇年代後半における協調会の活動－争議調停活動の検討－」『経営論集』（明治大学経営研究所、一九八九年二月）、島田昌和「澁沢栄一の労使観と協調会」『澁沢研究』（澁沢資料館発行、創刊号、一九九〇年三月）などがある。

二　「労資協調」会のイメージ

協調会については、第一次世界大戦後の日本でようやく本格的な運動を開始し始めた労働運動に対し「労資協調」の枠をはめようとした内務省の外郭団体であった、とする理解が示される場合が多かった。ともすると協調会に対しては、日本の社会労働運動史における「負」の位置付けのみがなされがちであった。率直に言って、私なども、協調会について「負」のイメージを強く抱き続けてきた一人であった。

しかし、協調会が、たとえ、争議調停を主な事業とする「労資協調会」であったとしても、それだけで協調会に「負」の評価が与えられるのは妥当ではない。協調会の課題は、当初から、課題領域が労資関係に限定されていたとは言え「労資協調」に限られることなく、むしろ「社会協調」（社会連帯）にあると理解されていたのであった。(1)「労資協調」観念にまつわる「温情主義」からの離脱が「時務課題」であるとする自覚が明確に示されていたのである。第一次世界大戦後、米騒動というような内的要因への対応においてだけでなく、国際労働機構という外的要因への対応としても進められた社会労働問題への国家的対応であった。内務省に外局としての社会局が設けられるに至る経過と同時に進行した外郭団体としての協調会の設立であった。それは、一つの社会化動向であった。

そのような協調会の「協調主義」は、社会政策具体化への取り組みとなり、帝国体制下の社会法制定分野においてかなりの効果を挙げている。職業紹介法の制定、労働委員会法・労働組合法制定、社会政策に関する行政事務統一機関設置、工場法改正、労働者募集取締令の修正、労働争議調停法修正、関東大震災前後策、などをめぐる建議・意見書提出がそれであった。戦時体制と労働体制の関連追求の試みも反省材料としてではあるが貴重な経験として残されている。協調会は「労使協調会」であるだけでなく、「社会政策協会」としての在り方を示していた。

第二次世界大戦直後の一九四六年九月、終戦一ヵ月の時点で、解散される直前の協調会理事会は労組法制定を議題とし厚生省ほかに建議を試みた。[2] 帝国憲法体制下において初めて労働組合法が成立したのは、その年、一九四六年の一二月であった。協調会の設立直後からの提起が、そして、最後の取り組み課題が、しかも実現を見た政策課題が、労働組合法の制定であった。労働組合法との関わりの一事をもってしても、協調会に「負」の評価を断定的に付与するような理解が妥当な歴史把握でないことが明らかであろう。

たとえば、塩田庄兵衛著『日本社会運動史』(岩波全書、一九八二年)においては、協調会について、階級闘争の自覚が強まる第一次世界大戦後の日本労働運動に対してなされた権力の側からする懐柔工作の機関であったとする理解が示されている。

> 発展しはじめた労働組合運動にたいして、支配階級の側は治安維持法などで弾圧を加えながら、一方で労資協調路線に誘いこむ工作をおこなった。一九一九年、財界指導者の渋沢栄一らは財団法人協調会を設立して、労、資、公益および政府の四者代表による協議をはかった。しかし、かつて渋沢の援助をうけて結成された友愛会でさえ、いまや会長鈴木文治の組合代表としての協調会参加を拒否するようになっていた。(六三ページ)

このような協調会論は通説とはなっていなかった。協調会が労働運動の階級闘争局面に対置された労使協調主義の事業体であったことを認めながらも、協調会を国家支配機構の一端であったとする断定を避け、産業民主主義の定着に一定の成果を挙げた運動体であった、と、その社会性評価の視点を示す把握が通説となっていた。東洋経済新報社『日本近代史辞典』(京都大学文学部国史研究室編、一九五八年)における松尾尊兊の記述や、平凡社『大百科事典』(一九八四年)における池田信の記述、吉川弘文館『国史大辞典』(一九八四年)における松尾洋の記述などにおいては、

協調会の経過が次のような諸点において把握されている。

(イ)労資協調を主旨とした調査研究団体である。第一次世界大戦後の労働運動激化に対応するため、原敬内閣の床次竹二郎内相が救済事業調査会に諮問し、日本工業倶楽部などの意見に基づいて、一九一九年一二月に設立された。(政府二〇〇万円、三井・三菱各一〇〇万円の出資があり、当初八八二万円の基金が予定されていた。—高橋)

(ロ)会長に徳川家達(貴族院議長)、副会長に澁沢栄一(男爵)、清浦奎吾(枢密院副議長)、大岡育造(衆議院議長)が就任した。

(ハ)財団法人として独立した組織であったが、実質的には内務省(やがて厚生省)に指導される半官・半民の団体であった。(国家の側からの「社会」への侵入としての「半官・半民」であった。—高橋)

(ニ)友愛会の会長・鈴木文治に参加を求めたが拒否された。「労働組合を労使協調主義の基本としていない」とするのが鈴木の拒否の理由であった。(協調主義の是非ではなく労働組合の法的承認が争点であった。—高橋)

(ホ)協調主義の立場において、社会政策の調査・研究、社会政策の披諮問・建議、社会政策の講習会・講演会、図書館の開設、職業紹介事業の開始、労働紛議の仲裁、『社会政策時報』『労働年鑑』の出版、などが事業内容とされた。かなり精力的な事業への取り組みがなされ、大きな成果を挙げた。

(ヘ)当初、労働組合法制定に尽力していたが、同法案が挫折すると、産業協力運動に力点を移し、戦時体制に入るとともに産業報国運動を展開、時局対策委員会を設置、産業報国連盟を結成した。

(ト)第二次世界大戦終了とともに「民主的産業平和の実現」を目標に掲げ、労働運動関係者を理事に加えたが、戦争協力を理由にGHQから解散を勧告された。一九四六年六月、協調会は解散し、新たに学校法人・中央労働学園

が発足させられた。（学校法人・中央労働学園は今日も存続している。―高橋）

協調会の概略はこのようなものであったと見て良いであろう。だが、どれほど的確であっても、それが概略的な把握に過ぎないのであれば、どうしても、協調会が通過した何段階かの屈折した経過や、そこに潜む内務省出身社会派官僚における近代化志向の営みの、ある意味ではヒロイックであったとさえ言える隠された意図までは、視線が届かないことになる。

ここに、協調会全史の起点部分に据えられている「協調会宣言」（『社会政策時報』一九二〇年一二月）がある。[3] その内容を一瞥しただけで、協調会の指導理念が単なる「労資協調」主義でなかったことが分かる。そして、問題は、この宣言の内容と共に、この宣言が協調会設立の一年後に発表されざるを得なかった事情にあるのであった。

(イ)何人と雖も他人を自己の手段とすることを許されない。人間は常に最終の目的でなければならない。人格の尊重、此れが協調主義の根蔕である。

(ロ)協調主義は社会に於ける各階級特に労資両者が、平等なる人格の基礎に上に立つて自他の正当なる権利を尊重すると共に、社会の秩序の為に公正合理なる自制互譲を為すことを主張するものである。

(ハ)彼の私利を追ふに急にして社会に於ける責務を顧みざる者、竝に偏見に囚はれて社会の秩序を破壊せんとする者の如きは、其資本家たると労務者たるとを問はず、本会の飽く迄覚醒せしめんことを期するところである。

(ニ)今日世に謂ふ温情主義には往々にして優者が劣者を懐柔するの意が浸染して居るやうに見える。斯くの如きは協調主義と遠く相距るものと言はねばならぬ。

㈱協調主義は社会に闘争の跡を絶たしむることを空想するものではない。唯闘争に依るに非ざれば到底労務者の地位の向上を期し得べからずとする観念、即ち現時の社会には協調の余地なしとする絶望的思想は、本会の明に否認するところである。協調主義の精神は、階級闘争を否認すると同時に階級の調和主義を図らんとするに在る。

協調会の協調主義とは、「協調会宣言」によれば、人格主義を根底に置く「社会連帯」の思想であったのである。大日本帝国憲法体制における臣民としての地位規定を無視した形で、資本家・労働者双方を独立した人格と見なす思想的立場から協調主義が提唱されていたのであった。また、協調主義は、労使双方に対し、自己抑制を求める思想的立場となっていたのであった。階級闘争の否認が求められているが、その意味は、階級対立の事実認識と階級闘争の運動論を短絡させる階級闘争主義の否認にほかならなかった。初期の協調会においては、闘争を否定するのではなく、闘争の抑制を求めているのであった。

このような「協調会宣言」が、協調会設立後、ほぼ一年の時点で発表され、協調会設立と同時に発表される「宣言」となっていなかったのはなぜであろうか。

(1) 協調会の「主題」からすれば「労資協調会」であったが、協調会の「基底」からすれば「社会協調会」であったと回顧されている(編集委員会編『添田敬一郎伝』同君記念会発行、一九五五年、五九ページ)。「労資協調」の枠を「社会協調」で乗り越えた社会政策論は、やがて、総力戦体制への適応を求められる。そこで「社会協調」は、国家統合の政策論への転化を自制する論理的根拠を見出せなかった。せいぜい、こだわったのは「フロム・ビロウ・アップ」の姿勢固持だけであった(伝記刊行編集委員会編『吉田茂』同委員会刊、一九六九年、二二一ページ)。政策の構想・選択・決定は「科学」たりえないのであり、「政策科学とはいわば形容矛盾なのである」とする政策科学原論の意味がここで確認されることになる(松下圭

一『政策型思考と政治学』東京大学出版会、一九九一年、一〇三～一〇四ページ、参照）。協調会の「負」の側面を指摘するとすれば、パターナリズムとしての「労資協調」主義の時代錯誤性に対してよりも、社会政策論がそれ自体では政策科学論たりえないことについて無自覚なまま、行政テクノクラートによるテクノクラシー化が企図された点についてであろう。

（2）同右、『添田敬一郎伝』七八ページ。新憲法の労働権について建議することも戦後の協調会の方針として確認されていたが「機を逸したのはいかにも遺憾」であったと悔やまれている（同右、七九ページ）。だが、労働組合法の制定を中心に確定された戦後労働法制の構造は、新憲法の制定を含めて、協調会の屍の上に築かれたと言えるのではなかろうか。かつて、協調会の職員であった勝間田清一や稲葉秀三、協調会の近くにいた和田博雄、戦後は協調会と同一行動をとった森戸辰男、などが経済安定本部や日本社会党において果たした役割は、協調会二七年の歴史とは無縁ではなかった筈である。勝間田は、内閣調査局時代の回顧として、勅任、奏任、の区別なしに調査官が遇されたことを挙げ、役人の資格について「従来の型」を破ったのは吉田茂であったとしているが（同右『吉田茂』二二五ページ）、そのような新官僚機構の発想は、そのまま戦後の経済安定本部に受け継がれていた。一九四七年に設置された労働省の初期の担い手達には、内務省社会派官僚の伝統の継承自覚が濃厚であったという。労働省勤務の経験を持っておられる大原社研所長・嶺学教授のご指摘による。

（3）添田と共に協調会理事となった永井亨の回顧によれば、「協調会宣言」を執筆したのは協調会調査課長の藤井悌であった（偕和会『協調会史』一九六五年、一七九ページ）。ここで藤井悌なる人物に注目しておきたい。「協調会宣言」の起草という大役を果たした後、藤井は「洋行」し、ベルリンから「コンミュニストかフアツシストか」「テロリズム、デイクタトウーアは世界的流行」とする内容の通信を送っている。彼の関心が独立社民党にあったことを隠していない（『社会調査時報』一九二三年二月）。藤井は、社会政策学院でマルクス主義についてかなり立ち入った講義をしていた模様である。藤井は、協調会在籍のまま政治研究会に加盟、中央委員として無産政党綱領草案について一案を発表している。一九二七年九月には、社会運動社から、吉野作造、小野武夫、と藤井の三人が発起人となった『社会運動』誌を発行している。この雑誌の創刊号には、吉野、小野、藤井の三人の名で「最近無産階級運動の情勢に対する吾等の主張」が発表された。主旨は、無産階級運動のイデオロギー過剰の状況について危惧の念を表明し、「我国に於ける公衆－主として小ブルヂュワ乃至準無産者の階層－に対し

て、社会思想乃至社会運動に関する理解を与へること」の意義を説くところに置かれていた（協調会・社会政策学院『同窓会々報』創刊号、一九二七年八月。『社会運動』誌の広告が同号の裏表紙に載せられている）。協調会時代の藤井について、日本評論社の雑誌『経済往来』の編集者であり社会政策学院の第二回生であった横川四郎の「藤井さんを想ふ」があり、参考になる（協調会・社会政策学院同窓会報『主潮』一九三五年一一月）。

三　「協調会宣言」の背景

旧協調会職員同人によって一九五四年に創立された偕和会（会長・町田辰次郎）は、一九六五年に、それまでにまとめられていた『財団法人協調会誌』（稿本）に手を入れ、『協調会史―協調会三十年の歩み―』を刊行した。[1] 偕和会編『協調会史』によれば、一九二〇年に設立された協調会が、一年後の一九二一年に「協調会宣言」を発表するに至った背景に、協調会の基本方針の根本的転換があったことが明らかにされている。

【温情主義から協調主義へ】

協調会の設立後、わずか一年以内に、松岡均平、桑田熊蔵、谷口留五郎、の三常務理事がその職から退いている。設立時の役員達に替わって常務理事職に就いたのは、添田敬一郎（当時、内務省地方局長）、永井亨（元鉄道院経理局長）、田沢義鋪（当時、内務事務官）の三人であった。この三常務理事の入れ替えを『協調会史』は「幹部の更迭」（六一ページ）であったとしている。更迭がなされたのは、新常務理事に就任した永井亨の言によれば、松岡、桑田らの三常務理事と副会長である渋沢栄一との間に「意見の相違」（同、一七九ページ）が生じたからであった。

協調会の設立に当たって発表された「設立趣意書」と、設立後一年で発表された「協調会宣言」とを比較すると、

桑田熊蔵ら設立時の役員と澁沢との間に生じた「意見の相違」が、協調会の基本理念をめぐる対立であったことがわかる。発足当初の協調会は、日本の労働問題には日本的醇風美俗に従った対応が必要であるとする社会政策学会守旧派の発想に導かれていた。労働組合の承認や団体交渉権の容認に、協調会設立時の役員達は消極的であった。設立時の「設立趣意書」には、はっきりと「現時欧米諸国に於ける社会政策的施設」を導入するに当たっては「特に我国情民習に照して参酌按排其の宜しきを制せざるべからざるは固より論なき所なり」とする見解が表明されていた（『社会政策時報』創刊号、一九二〇年九月）。

社会政策の導入に当たって「参酌按排」する余地など認めないとするのが、添田敬一郎や永井亨など新しく任命された常務理事の基本姿勢であった。添田新体制が示した新たな基本方針が、一九二〇年一一月八日付けで発表された「協調会宣言」であった。

「協調会宣言」は、「社会政策の徹底的実行」方針を明らかにした。「温情主義」を否定する立場を明らかにした。同「宣言」の冒頭部分では、先の要点紹介で触れたように、「正義と人道とは協調の基本でなければならぬ」とした上で「然るに今日世に謂ふ温情主義には往々にして優者が劣者を懐柔するの意が浸染して居るやうに見える。斯くの如きは協調主義と遠く相隔たるものと言はねばならぬ」とする明快な見解を示していた。社会政策の根幹にある課題として「労務者」が「労働組合其他の団体を組織」すること、すなわち労働組合の承認が提示されていた（『社会政策時報』一九二二年一月）。

設立の過程で協調会が示した労働組合の法的承認に対する消極的な姿勢に、友愛会会長・鈴木文治が真正面からの批判を加えていた。協調会発起人に加わることを求められた鈴木は、協調会副会長としての澁沢栄一に、「治警法一七条の撤廃」と「労働組合法の制定」を協調会が「社会に提唱」することが参加の条件であると告げていた。鈴木

は、内務省に強くあった協調会を労働組合の「代用機関」とする意図や、労働争議に「調停仲裁」で対応する方針、それらの根底にある労働問題を「主従間の温情」で律しようとする時代錯誤の姿勢を呵責なく批判した。しかし、鈴木は、協調会参加に積極的であったのであり、協調会の名称を「社会政策協会」とするように提言している。設立時の協調会は、鈴木のそのような批判と提言を容れることが出来なかった。協調会設立に鈴木は参加せず、協調会は労働なきコーポラティズムとして発足することになった。(2)

友愛会会長・鈴木文治によって示された批判は、労働組合を対等の地位に置くことなく協調を説くという協調会の原理的矛盾を衝くものとなっていた。鈴木の指摘には論理性があった。鈴木から直接、指弾された澁沢は、鈴木の批判内容について、個人的には賛成であると述べたのであった。労働組合承認論に立脚する澁沢によって、因循姑息な協調会の姿勢に対する批判論文が、早くも協調会発足半年余で、「労働問題解決の根本義」と題する『社会政策時報』創刊号（一九二〇年九月）の巻頭論文となって発表されることになった。この澁沢論文は、桑田熊蔵態勢転換の指示論文として受け止められた。

(イ)私は社会政策学会の或る講演会の席上で次のやうな説を述べた事がある。…地位権力の有無、貧富、賢不肖の差別に拘はらず、均しく是れ人間として互に敬愛忠恕の心を以て相接すべきであって、此道を隅々まで行届かせるやうに施策するのが即ち王道であり、取りも直さず社会政策である。

(ロ)一体労働問題を今日のやうに急速に発現させたに就いては謂はゞ私にも大に其の責任があるので、之が解決には人一倍心力を尽さねばならないやうに感ずるのである。

(ハ)資本も社会の為に存し労働も社会の為に存する、社会共同の福祉を離れては資本も労働も其用を成さぬ、此立場

からして両者の専恣を戒め其の当に趨くべきところを指示せねばならぬ、斯ういふ主義を以て本会創立の議が起つたので、私も満腔の同意を禁じ得なかつた。

(二)世間やゝもすれば協調会は温情主義だといふ、蓋し温情も語義の上から見れば洵に結構である、けれども若し其中に強者が一歩を譲つて弱者に恩恵を施すといふ気分を含んで居るならば、我協調会の趣旨とは全然相違する、私をして言はしめれば協調会の趣旨は交温主義であつて、資本家も労働者も互に敬愛忠恕の心を以て交を温め合ふのである、斯くして相共に社会の福祉の為に同心戮力せんとするものである。過去半歳余の間に於ける協調会の成績は洵に貧弱の感に堪へないので、社会の与へた深大なる同情に対し忸怩たらざるを得ないものがある。

この澁沢の協調主義の表明が、添田敬一郎など内務省社会派官僚をして「協調会宣言」を発せしめた背景となった。協調会の最初の方針転換をもたらしたのは、少なくともその一因となったのは、友愛会会長・鈴木文治の協調会批判であったと見て良いようである。

内務省から出向いた形の添田は、設立直後の協調会について、水野錬太郎宛の一九二〇年一〇月二日付け書簡で、「予て御聞及も有之候通り兎角内部の関係面白からず幾多の曲折を経て曩きに松岡（均平）去り、今回又桑田（熊蔵）博士引退の已むなきに立至り…」と述べている。そのような状態にある協調会の新常務理事に就任することは、添田にとって「官僚にあつて進むべきか、社会問題の方向に進路をとるべきか、一つの重大な分岐点」になっていたとされている。しかし、添田の水野宛の書簡で見る限り、添田には、社会派官僚としての使命感で自己の進路を選択するというような悲壮感は生じていなかった。書簡には「命令なれば格別」とする国家官僚としての忠実さのみが示されている。[3] 添田は、あくまで行政テクノクラートとしての職分を弁えている官僚であった。

その添田は、常務理事着任直後、「協調会宣言」の趣旨を敷衍する趣旨の論文を、「労働問題の帰結」（『社会政策時報』第五号、一九二一年一月）、「協調会に対する二種の非難」（同上、第七号、一九二一年三月）と続けて発表し、社会派官僚としての面目を躍如とさせている。これらの論文は、あくまで添田の行政テクノクラートとしての職分の自覚からもたらされていた。社会派官僚としての機能発揮が国家官僚としての職分であると自覚されていたのである。

【協調主義から労資一体へ】

一九二〇年の「協調会宣言」の趣旨を具体的に展開したのは、添田常務理事体制において協調会の事業として取り組まれた社会政策講習所であり社会政策学院であったが、その実態の把握に入る前に、一九三一年になされた協調会における第二の転換を見ておくことにしたい。満洲事変前後の状況において、協調会は、「協調会宣言」の平時社会政策論を戦時社会政策論へ転化させる態勢作りを行なっているのである。

渋沢が死去するのは一九三一年一一月である。その直前、同年五月に、一人制常務理事のポストにあった添田敬一郎が辞任に追いやられ、内務省社会局長であった吉田茂が新常務理事に就任した。この吉田は、大分県臼杵市の生まれで、第一高等学校独法科卒、東京帝大独法科卒の内務官僚であった。米内内閣で厚生大臣、小磯内閣で軍需大臣となり、戦後、公職追放を受けている。外務官僚出身で戦後、外務大臣、総理大臣となった吉田茂とは同姓同名の別人である。帝国の時代においては、吉田茂と言えば内務官僚の吉田の方を指していた。

添田から吉田への常務理事の交替は協調会が経験する二回目の指導部の交替であり、今回の交替も、一一年前の最初の交替の時と同じように、協調会の基本姿勢の転換を意味するものであった。

満洲事変の年に、協調会の社会政策概念は、早くも総力戦体制を準備する方向で捉え直されることになった。「協調主義」から「労資一体」への転換の踏み切りが、一九三一年における協調会の二回目の転換の内容となった。安岡

正篤と親しく、金鶏学院で理事格の地位にあった吉田茂が協調会の常務理事となり、一木喜徳郎を師と仰ぐ政党政治派の添田敬一郎は、協調会のトップの座から追われた。(4)

一九三一年は、内務省提出の労働組合法案が衆議院で可決されながら貴族院で審議未了として葬り去られた年であった。『協調会史』は、協調会の設立時からの主張であった労働組合法制定の挫折が契機となって、協調会の基本方針が「新情勢に対応する新たなる角度より検討」(六五ページ)されることになったとしている。それとともに、そのような内部事情に加えて内務省社会局からの転換要請があり、協調会の第二転換がなされるに至ったとする記述を『協調会史』は見せている。新しく常務理事となった吉田茂は、就任の辞において「時世の変動に対応して本会の活動方針もまた転換さるべき」ことを要請したのであった(六六ページ)。協調会の単独常務理事体勢は、吉田茂の時代から、河原田稼吉の時代へ、そして町田辰次郎の就任へと、任期数年でめまぐるしく移り替わる。その間に一貫して進行させられたのが、労資協調主義の労資一体主義への転換であった。

添田時代の協調会の特徴であった協調主義も社会政策論も、どちらも、それ自体に、対象領域の拡大要請を拒否する歯止めの論理が含まれていなかった。一九三一年以降の吉田時代に「労資協調から社会協調主義へ」と「延びた色彩」は、「時代の推移につれて急潮」となり、町田時代にはついに「労資一体主義に到達した」のであった。(5)

労使関係の政策論は、その対象領域を、農村問題や中・小企業問題に対する政策論へ、さらには、社会不安全般に対する処方箋の提示へと拡大されていった。協調会は戦時社会政策課題への対応として、一九三八年二月に二度目の時局対策委員会を組織する。ここから産業報国運動への取り組みが開始されるのであり、同年五月における産業報国会と産業報国連盟の提唱において、協調会の協調主義は「労資一体」論へ転化するのであった。そのような協調会の第二転換の経過について、『協調会史』は、「協調主義の時代的偏向」(八四ページ)の経過であったとする反省を込め

た記述を見せている。

また、これも『協調会史』の記述によれば、協調会における第二転換過程の推進者となったのは、一九三七年以降の三常務理事体制における町田辰次郎、長岡保太郎、蒲生俊文、の三人であった（八六ページ）。三人の中心となっていた町田辰次郎が、河原田稼吉に推されて協調会総務部長から上がって単独常務理事に就任した際の挨拶の弁は、次のようなものであった（『社会政策時報』一九三七年三月）。

…本会としましては、創立の当初より夙に協調精神の普及徹底を図る事を以て根本使命の一として参つたのでありますが、今日益々其の必要を痛感致しますと共に、進んでは我国産業道の確立と勤労精神の宣揚と、国体に即したる穩健中正なる社会政策の実施を期することを以て、最も緊切妥当の時務なりと信ずる次第であります。…而して勤労精神を作興する為には、先づ従来の労働に対する個人主義的観念を是正し、労働は単に自己の生活維持及び其の向上の為にのみなすべきものに非ずして、自己の職業を通じて、国家社会の為に奉仕するものであることを、全国民に理解せしめなければならぬのであります。…而して労資一体、産業平和の実現に協力すべきであります。又政府に於ては、国民生活の安定と産業進展の為に常に国家的立場から不偏なる社会政策を実施し、勤労者、事業主及び政府は三位一体となつて協調の実を挙ぐべきであります。

協調会の産業報国運動への取り組みは、町田の言う「三位一体」の境地への到達を意味していたであろうか。町田の言う「三位一体」論と、産業報国連盟が「綱領」として掲げた「三者の有機的に結合せる一体」化方策との間には微妙な違いがあったことが見落とされてはならないであろう。

一九三八年に内務省から厚生省が独立し、国家総動員法が発動された。協調会提唱の運動単位としての産業報国会は政府直轄の単位組織となり、協調会提唱の産業報国連盟には政府管掌の大日本産業報国会が覆い被さった。産報組

織化における疑似自発性喚起という協調会の役割は消滅した。協調会の産業福利部は産業報国会に統合されることになった。[6] しかし、協調会本体は、産業報国運動の「上から」の展開に抵抗し、組織としての巻き込まれを拒否する立場を固持したのである。協調会は産業報国運動中央組織との統合を拒否した。機関誌『社会政策時報』も、新たに創刊された『産業報国』誌に合併することなく、並行して発行を続けることになった。

産業報国連盟をめぐる「解散論と存続論の意見の対立」が協調会の内部に発生したが、協調会は、産業報国連盟と分離・提携の姿勢で行く方針を一九三九年一二月の特別委員会で決定する。この決定は、協調会は「産業報国運動とは別個の使命」を貫いているとする自覚に基づいてなされた（『協調会史』一〇六～一〇七ページ）。戦時社会政策展開段階でなされた協調会の「別個の使命」の自覚とは何であったのであろうか。表向きには「社会政策に関する諸般の研究調査」が挙げられているが、それだけでなく、次のような事情があったと見て良いのではなかろうか。

二〇年前、「協調会宣言」で労資協調を訴えた時、ついに労働組合の側からの参加を得ることが出来なかった協調会であった。それが、一九三二年に最初の時局対策委員会を提起した時、前総同盟会長の鈴木文治を委員として迎えることに成功している（『協調会史』七〇ページ）。一九三八年提起の二度目の時局対策委員会では、総同盟会長の松岡駒吉と総連合会長の高山久蔵に専門委員を委嘱することに成功している（『協調会史』九〇ページ）。協調主義は、危機管理体制としての戦時社会政策に転化を試みる過程で、ようやく労資協調体制の実を示す組織となったのであった。時局対策委員会の成立は、協調会提唱のコーポラティズムの実現を意味した。一九三八年の協調会においては、獲得した労資協調体制を保持する役割の自覚が「別個の使命」の自覚になっていたのであった。

協調会は一九二〇年の「協調会宣言」で自ら明らかにしたように、「社会に於ける各階級特に労資両者」の協調主義の実現を求めて「極力自ら施為する」会であった。国家機構から脱出して在野の団体となり、社会政策概念の普及

を通じて「社会」概念の市民権取得に自己の存在意義を見出して来た協調会として、原理的に、国家機構と「三位一体」となる方向を認めることは出来なかったのである。

（1）先に見た一九五五年刊の『添田敬一郎伝』（二の注1）が関係者による協調会史の先駆けとなっていたが、その後で、一九六六年、偕和会による『協調会史』（非売品、タイプ印刷、一八三ページ）が発行された。なお、偕和会『協調会史』の元本となった協調会清算事務所による『財団法人協調会誌（稿本）』（一九四八年三月、カーボン・コピー、六〇六ページ）がある。この「稿本」の一部分は、「正史」としての偕和会『協調会史』において省略され、その省略部分に協調会史論として見落せない意味があるのであるが、その点についての検討は、ここでは割愛させていただく。拙稿「『協調会誌（稿本）』と『協調会史（正史）』との間」『大原社会問題研究所雑誌』第四四五号、一九九五年一二月、を参照。

（2）関係者の回顧において、協調会設立時に澁沢栄一になされた友愛会・鈴木文治会長の参加拒否の発言内容は、協調会に対する「重要な示唆」であったと受け止められている。第二次世界大戦後、GHQから受けた解散勧告の「骨子」は、関係者にとっては、鈴木文治による協調会批判の二七年目の「再演」と受け取られた。前掲（二の注1）『添田敬一郎伝』六四～六五ページ。澁沢と鈴木の会見内容については、鈴木文治『労働運動二十年』一元社、一九三一年、一九〇～一九五ページ、参照。鈴木文治の協調会批判は労働運動の側からする協調会に対する偏見の代表的な例であったとする見解が示されている。米川紀生、前掲（一の注2）「協調会の成立過程」参照。キンズレィ、前掲（一の注2）『近代日本の労使協調―伝統の創造』は、近代的社会政策を日本の社会に伝統的な「共同体主義」（communalism）において「聖化」（sanctify）した非政府組織として協調会をとらえている。国家から切り離された社会の領域における協調会の位置づけに鈴木と澁沢は合意していたとするのがキンズレィ『近代日本における労使協調』の克明な分析結果である。

（3）内務省地方局長として米騒動に直面した経験が、添田敬一郎が社会問題を重視する契機となった。添田は、協調会を設立する実務担当者となった。その上で、はからずも設立直後の協調会に乗り込むことになったのであったが、県知事を歴任した後、地方局長として本省勤務になった添田が、外郭団体である協調会へ出向くにあたって「分岐点」における決断を迫ら

れたことは確かであろう。添田の苦哀を語る記録として彼の水野錬太郎宛の書簡の全文が発表されている。前掲（二の注1）『添田敬一郎伝』四六～四八ページ。ただし、この書簡で、添田は、社会派としての使命感を示しているのではなく、「甚だ意外且迷惑」としながら「二百万円の大金を補助したる現内閣の責任の重大なるを思へば…」断れわなかったとする国家官僚の使命感を示している。添田の苦衷は、国家官僚と社会派官僚の分岐にあったのではなく、本省勤務と「地方」勤務の分岐にあった。

（4）添田が更迭されたのは、「それまでの協調会の行き方では、この非常な激動期に処していく上においてどうか」とする判断があったからであったと、町田辰次郎が率直に語っている。協調会の外で、安岡正篤が動き、牧野伸顕が動いた結果としての人事であった。澁沢栄一も了解していた模様である。仕掛け人は、町田であったことを本人がほぼ認めている。町田は、金鶏学院筋の情報として、大川周明グループが床次竹次郎に働き掛け「協調会を手に入れなければならぬ」と動いているのを知り、その阻止を理由に策動したと説明している。前掲（二の注1）『吉田茂』一五六ページ以下参照。

（5）前掲（二の注1）『添田敬一郎伝』七四ページ。協調会の「基底」とされた「社会協調主義」は、労資関係の論理から社会問題全般を規制する論理へ転換するに当たって、歯止めの装置を自らの内部に組み込んでいない構造を露呈したのであったが、先に見た（二の注1）、社会政策における政策科学性の欠如が、協調会終焉後、協調会関係者によって「社会協調主義」の「延び」の問題として自省の視点で捉えられている点に注目しておきたい。

（6）町田辰次郎『皇国勤労観と産業報国運動』昭和刊行会、一九三九年、第四章、参照。

四　社会政策講習所

協調会の指導理念は、事業内容の実態と変遷に具体的に表明されるものとなっていた。設立直後に発表された「協調会綱領」があり、「事業」六項目が掲げられていた（『社会政策時報』一九二〇年九月）。「労働紛議の仲裁和解に尽力

すること」は、第五項となっていたが、協調会の全史を通じて労働争議対策は常に最大の課題となっていた。

一九二〇年の「幹部の更迭」の直後、「協調会宣言」の発表を受けて、添田常務理事は「事業要綱」を発表し「当面の事業」として七項目を挙げたが（『社会政策時報』一九二〇年一二月）、そこに労働争議の調停は含まれていなかった。悪名高き争議調停事業は、一度は棚上げされたのである。そうではあったが、やはり、協調会と争議の調停は切り離せなかった。添田常務理事体制において、野田醤油争議における調停、別子銅山争議における調停がなされ、そこに添田は直接、関与していた。[1]

吉田常務理事体制に入るとともに、協調会の争議調停は最高潮に達した。「吉田先生がお入りになって新しい協調会の経綸が始まったのです」と語っているのは、勝間田清一である。[2] 鋳物の町、川口の労働争議の調停が産業平和運動になり、埼玉県井泉村の農業問題への対応が農村更生運動となったところに「新しい協調会の経綸」があった。石川島造船所における自彊組合の結成も、吉田常務理事と安岡正篤および金鶏学院との関連からもたらされたものであったと町田辰次郎が語っている。[3]

このような争議・紛議の調停とは別に協調会が取り組んだ事業があった。それは、政策論としての社会政策的認識の普及であり、政策論としての社会政策的施策の実務担当者の全国的組織化であった。「協調会綱領」の第三項は「講演会、図書館を開設して事業主及労務者の修養に資すること」となっていたのであるが、この恩恵施策の姿勢は、第五項の争議仲裁方針の棚上げより早く、「協調会宣言」が発表される前に修正されていた。修正された第三項は「講習会、講演会、図書館等ヲ開設スルコト」となっていた（『社会政策時報』一九二〇年一〇月）。「官」の立場からする「民」に対する訓育の姿勢は、「講習」のサービスを提供する姿勢に転換され、そこで社会政策講習所が発足させられ、社会政策学院の設立がなされた。協調会の添田常務理事態勢の時代を具体的に示す事業となり、「協調会宣言」

が意味する協調主義と社会政策論の展開を示す事業となっているのは、この社会政策講習所であり、その後身の社会政策学院であった。

桑田熊蔵の発想とされているが、「事業主及労務者の修養」方針に基づいて一九二〇年四月に開設されたのが社会政策講習所であった。その「設立趣意書」は、「騒擾を未然に防止」するためには「官衙公共団体に在て工場の監督及び救済事業に従事する者、工場鉱山等に在て労務者の薫陶又は生活改善を画策する者、其の他民間に於て社会事業を経営し又は之に関する思想の宣伝に従事するものをして専門の知識を備へ特殊の素養を有せしめざるべからず」とする方針を明らかにしていた。その際、講習所の参加者資格について「中学校、高等女学校の卒業者及之と同等以上の学力ありと認むる者」とし、特に「官公署、公益団体又は事業主の推薦に由る者」と限定していた（『社会政策時報』一九二二年三月）。社会政策講習所は、当初は、労務管理者の養成を目的としていたのであった。

講習所の初代所長であった桑田は、就任後、半年で「所長更迭」となり、講習所の事業は「刷新」「充実」「拡張」の方向で添田敬一郎に引き継がれることになった（『社会政策時報』一九二〇年一二月）。一九二三年に東京芝公園内に協調会館が落成し、社会政策講習所は社会政策学院と改称され、協調会館が校舎となった。ようやくこの頃から、協調会の事業の中で「素養」の訓育とは別の学校教育が一定の場を占めるようになった。ただし、社会政策学院となっても、受講生に対する「官公署又は事業主の推薦に由る者」とする資格制限は続けられていた。そこに、協調会の社会政策教育の特徴があった。

社会政策講習所段階での講習は七回開かれ、一〇九六名の終了生を出している（『社会政策時報』一九二二年一二月）。講習所の内容を「第四回講習経過概要」で見れば次のようであった（『社会政策時報』一九二一年一一月）。

【講習開始】大正十年九月一二日。【講習終了】大正十年十二月十七日。

【入所許可人員】七八名。男、七五名。女、三名。（衆議院議員一名が応募）

【正科講義】一九科目。二八八時間。

社会政策総論　近世産業史　労働保険　純益分配　救貧及防貧
社会学大意　倫理学説一班　工場法及鉱業法　産業組合　教化事業
経済原論　労働組合　工場衛生　工場能率　児童保護
法制大意　労働争議　災害予防　社会事業大意　失業問題

【科外講義】三一回。一回二時間又は三時間。合計六九時間。

東宮殿下御渡欧供奉所感　協調会の事業及目的　労働者の心理　中産階級問題　国際労働会議に就て　国民体操に就て　協調主義の倫理的主張　社会事業家に就て　最近社会事業の趨勢　欧州現時の社会状態　免囚保護　工場委員会制度に就て　社会主義批判　社会統計　労働者の教育　労働問題の一部　思想問題の実理的批判　最近本邦労働争議の状況　我国の人口問題　婦人問題　社会的思想と社会的運動　農村問題　独逸に於ける社会政策　物価調節問題　英国に於ける戦後の復員復業　現代思潮の悪特徴並に其原因

（講師。山室軍平、建部遯吾、有馬頼寧、堀切善次郎、ほか。）

【見学】一六回。

労働問題に関するもの——印刷局、芝電話交換局、日清紡績本社工場、精工社、足尾銅山、横須賀海軍工廠、東京砲兵工廠、など一九箇所。

社会事業に関するもの——東京鉄道病院、横浜社会館、横浜公衆浴場、豊玉監獄、日暮里小住宅、東京府立公営質屋、桜風会託児所、東京市中央職業紹介所、東京市立車坂簡易食堂、など一二

箇所。

外に、宮城及新宿御苑拝観、一回。名士訪問（東京市長、司法大臣）、二回。演習、三回。懇話会、七回。

『講習終了者総数』七二名。男、七〇名。女、二名。職業別分類は左の通り。

官公署	九	会社工場	一二	教育家	一
官設工場	一二	鉱山	六	学生	五
軍人	一	宗教家	四	実業	二
農	二				
其他	一九				
計	七二（ママ）				

受講生の構成は、応募者八六名の内訳で見ると、軍人を含め官公吏が三〇パーセント以上であり、会社・工場からの参加者は二五パーセント以下であった。受講希望者の学歴を見ると、中学校卒業四七、専門学校卒業二三、学士二、その他一四、の順位となっている（『社会政策時報』一九二一年一〇月）。協調会の社会政策教育は、講習内容からすれば、すでに社会政策講習所段階で設立当初の労務管理者養成という目的から離れていたのである。

社会政策講習所の講習内容は、一般教養水準を越え、旧制大学の専門科目と同程度になっていた。社会政策講習所の講習科目は、新制大学に新設される社会政策学部のカリキュラムとしても通用する内容になっていたと言えよう。

（1）添田の野田醤油争議調停については松岡駒吉の回想があり、別子銅山争議調停については西尾末広の回想がある。前掲（二の注1）『添田敬一郎伝』二二七ページ、二四九ページ。なお、協調会添田態勢の争議調停については、島田昌和、前掲（一の注2）「一九二〇年代後半における協調会の活動」が詳しい。

（2）前掲（二の注1）『吉田茂』一六二ページ。勝間田清一は協調会、企画院、を通じて吉田に私淑していた。伝記『吉田茂』の「刊行のことば」を書いているのは勝間田清一である。協調会時代の勝間田における吉田茂との密接な関係は、稲葉秀三の場合も同様であった。吉田時代の協調会は、新官僚層の拠点であり、彼らの国家改造運動の実験場となっていた。そして、

新官僚層のこの人脈は、一九四〇年代後半以降の日本社会党に受け継がれ、日本社会における最初の社会党政権の社会的背景となっている。

(3) 同右『吉田茂』一七三ページ。新官僚としての吉田の行動は、安岡正篤と金鶏学院との関係を背景に国維会を舞台とし、岡田啓介内閣の組閣工作にまで拡大された。「協調会が組閣本部みたいになった」と述べているのは後に日本社会党委員長となる勝間田清一である(同上、一七六ページ)。

五　社会政策学院

新たに発足した社会政策学院は、講習受講生の募集を一般紙を通じて行なっていたようであるが、直接、全国官公署、各会社・工場などに「差遣依頼状」を発送する方法もとっていた。社会の各部門から受講生を抜き出し、終了生を各部門に送り返し配置する意図が明瞭であった。終了生の就職斡旋などを配慮した形跡はない。むしろ、在職の受講生の終了後の全国的組織化が積極的に取り組まれていた。社会政策講習所時代から同窓会が組織されていた。

【学院終了生の全国組織化】

社会政策学院段階では、同窓会の機関誌が年一回から三回、本格的な活版印刷の非売品の冊子として発行されるようになった。一回の発行経費約二〇〇円で、一五〇〇部から二〇〇〇部の印刷部数であった。

同窓会の機関誌が会報として発行されるようになると、以前は『社会政策時報』の「協調会報」欄で報告されていた講習所と学院の動向が、会報で知らされるようになった。会報の発行は、タイトルを替えてであるが、一五号の継続発行を確認出来る。[1] 一五点の会報の内容から、協調会の協調主義の具体的な展開状況を読み取ることにしたい。

同窓会といっても、一九三一年度大会の例で見れば、名誉顧問、名誉会員に協調会役員が名を連ねているだけでな

く、会長に協調会の常務理事である学院長が選ばれ、副会長に協調会の主事が就任する構造となっていた。同窓会規約がそう規定しているのであった。OBは、幹事となり評議員となるだけの同窓会であった。

会社報告を見ると、収入の二〇パーセントの三〇〇円が、協調会からの補助金三年分として収められている。一九三二年からは、同窓会と学友会の一体化がなされた。さすがにこれには会員から疑問の声が挙がっている。

協調会の協調主義の社会的担い手の全国組織化が同窓会であった。規約で、会員に「毎年其ノ関係セル社会政策的事項ニ付参考トナルヘキモノヲ本会ニ提出スル」との義務が課せられていたように、社会政策学院同窓会には、社会政策の社会的普及を図る運動体としての役割が与えられていた。協調会の協調主義とは社会政策の普及であったのである。添田常務理事は同窓会の会報発行に当たって次ぎのようなメッセージを送っている（会報、第一号。以下［①］と略記）。

幸いに大正九年学院開始以来の卒業生約千五百人を数へ、何れも全国各地に於ける官公署、工場鉱山、社会的諸施設等の実際方面に、それぞれ枢軸要の地位を占め、其の精練せられたる蘊蓄と、透徹なる識見とを以て、真に産業及び社会の実情を明察し、詳に其の長所及短所を解剖批判して、之に善処し、之を改善し、之を向上せしめ、熱心に社会政策の徹底に努めつゝあることは、誠に慶賀の至りに堪へない次第である。

協調会の協調主義は、社会の各分野の実務担当階層に社会の実情把握と分析をすすめ、「善処」「改善」「向上」の方向で「社会政策の徹底」に努めるよう期待していたのであり、一九二七年の時点で、その着実な成果を自己評価していたのであった。

会報の各号によって何よりも明らかになるのは、社会政策学院段階における講義内容の充実である。一九二八年に

は、すでに二三回の講習会を開き、終了生を二〇〇〇人、社会の各層に配置したとされている。その成果の上に、通常の「学院講習」だけでなく、「研究科」と「特別研究科」が設けられた〔会報⑤〕。それらの学科課程を担当する講師陣の中には、次のような名が見出される〔会報⑥⑩⑬〕。大学の枠を越えた講師の顔触れが魅力的だったとするOBの声が挙がっていたが、確かに、帝国大学の枠は越えられていた。

経済思想史	慶応大学教授 高橋誠一郎	法律思想史	東京帝国大学教授 牧野 英一
社会思想史	慶応大学教授 小泉 信三	農村工業化	理科学研究所所長 大河内正敏
農村問題	法政大学教授 小野 武夫	最近欧米国際事情	衆議院議員 芦田 均
労働法	東京商科大学教授 孫田 秀春	法学概論	東京帝国大学教授 我妻 栄
財政学	東京帝国大学教授 土方 成美	世論と社会生活	東京朝日新聞 緒方 竹虎

会報に社会政策学院における講義記録が載せられることがあった。それを見ると、若き日の小泉信三が「マルクスとヘーゲル」について講義していたことがわかる〔会報⑦〕。小泉は、講義の後で、自分のマルクス主義批判について、「労農露西亜の五ヵ年計画」を無視し「独逸におけるナチス運動」を軽視していたとする反省を示している〔会報⑮〕。小泉は、社会政策学院に、彼がかつてシドニー・ウエッブやバーナード・ショウの講義を聞いたロンドン・スクール・オブ・エコノミックスのイメージを重ねていた〔会報①〕。そのような期待から生まれる社会政策学院の講義についての真摯さではなかったであろうか。

我妻栄は、「協調会宣言」に掲げられていたような「人格」（ペルゾーン）概念を「人権」（メンシュ）概念へ転化させよと説き、「所有権より債権を経て労働法へ」とする講義を行なっていた模様である。「ドイツ新憲法」を持ち出して「人間らしき生存」の権利を新たなる法律体系として論じるという斬新な問題提起であった。(2) 協調会の主張する協

調主義には、ワイマール憲法の社会法原理を受け入れる余地があったのであり、少なくとも我妻は、強調会のそのような余裕を最大限に活用していた。

小泉や我妻の講義内容と講義姿勢から見る限り、社会政策学院は「労資協調」を掲げる労務管理者育成の場ではなく、日本的労働運動の理念育成が特定された場でもなかった。たとえば会報の「自由論壇」欄には、女子の政治参加としてまず陪審制度へ参加させよとする声が挙がっている。あるいは不良住宅対策や人口問題への取り組みの経験が寄せられている。関東大震災で罹災した婦女子のための施設設置が報告されている〔会報①〕。それらはすべて社会政策学院の終了生によるものであり、彼らや彼女らが置かれた社会的場からの発言であり、報告であった。「労資協調」の実践経験は一例も含まれていなかった。

社会政策講習会の開講から数えて、一九三五年が一五周年であった。「学院の一五年」の時点で、会報は小括を試みている〔会報⑮〕。一五年間における三ヵ月講習の開催数は平均年二回で計三五回であった。「講習に学んだ学生」は二九〇〇名で、二六〇〇名が「終了生」として「養成」されたと報告されている（「巻頭言」）。出身地は、東京・神奈川を中心に四七都道府県に広がり、樺太、朝鮮、台湾、関東洲、満洲、支那、北米、からも五〇名近くが参加していた。終了生の「職業別」「学歴別」の分布は別表（本節末尾）のようになっていた。中卒学歴の中央・地方官吏、すなわち「属吏」[3]が四〇パーセントを占めていたのが実態であった。

会報の多くの号に掲載された「会員消息」欄のOB通信が、「社会政策の徹底」の担い手達の社会改革派としての動向を具体的に伝えている。また、会報にしばしば発表された「終了生名簿」の職業・勤務先欄が、そのような担い手達の拡散された社会分布の実態と基底社会への定着を示している。[4]

それにしても、社会政策学院の終了生達の多くが、身分として低い地位に位置付けられていた官吏達であった実態

に注目したい。私企業からは、会社員であれ、工場労働者であれ、総勢として二〇パーセント以下の参加率でしかなかったのである。協調会の協調主義の行く手を阻んだのは、労働組合法案の場合と同じで、階級闘争主義ではなく、旧弊固守の伝統主義であり、伝統の壁に囲まれた財界勢力であった。日本の経営者達は、第二次世界大戦前の状況において、社会民主主義であれ、社会政策であれ、国家主義を破る「社会」主義には、ただ本能的な反発を示すだけであった。国家から距離を置いた社会の場の設定が、協調会が直面する議事日程化された政治争点となっていた。

協調会が、添田常務理事の時代にも、吉田常務理事の時代にも、組織の存在を賭ける意気込みで実現を目指したのは労働組合の法制化であった。添田も吉田も、そこに法制官僚テクノクラートとしての全力を集中した。労働組合の法制化に当たっては、協調会は圧力集団となり、隠微なロビー活動に内務官僚勢力のパワーを最大限に利用した。しかし、内務省社会派官僚も、新官僚も、革新官僚も、国家官僚と軍部と財界の守旧派の総合力に対抗出来なかったのであった。新官僚としての吉田は、最大の政治課題として、貴族院改革と憲法改正を考え、口にしていたという。(5)

【産報体制との距離】

協調主義から時局対策課題自覚の段階へ移行して行く過程で、時期的には一九三〇年代後半の町田態勢において、学院の終了生達が「社会政策の徹底」の最先端の担い手として期待されることがなくなったようである。「社会」化の担い手として社会の各分野で活躍する終了生達の姿を伝える『同窓会報』の発行を確認出来ない。

社会政策講習所の時代であった一九二〇年代の前半において、各回の終了生の数は、別表に見られるように七〇名前後の線を辿っていた。社会政策学院の時代に入った一九二〇年代後半には、各回の終了生の数が一段上の水準に到達し、しばしば一〇〇名を越える線で増減を繰り返し平均八〇名の線に到達していた。それが、一九三〇年代の前半には、最盛時から見れば半減した各回五〇名前後の線に低落し、平均六〇名以下の線で下降気味に定着している。

一九三〇年代後半の協調会において、終了生の全国組織化による「社会政策の徹底」方針が変化したのではなかったか。戦時社会政策への移行過程において、同窓会は、そして講習会も、積極的に取り組まれることがなくなったのであろう。その結果としての終了生数の低水準定着であったのであろう。同窓会の会報も、一九三五年の一五号が、最終号であったと推察される。

一九三〇年代後半以降の社会政策学院の状態を示す逐年データは見当たらない。社会政策学院は、終戦直前に一年間ほど休講状態に落ち入った。一部分ではあったが戦災にもあった。この期間、すなわち一九三五年から解散するまでの間に、講習会は八回開かれ、終了生を一三三三名、出したとされている。一回平均一六六名であった。異常な昂揚であったと言えよう。ともあれ、社会政策講習所から社会政策学院に掛けての二七年間に、協調会は、社会政策学の専攻課程終了者を三八八〇名、社会に送り出して終わったとされている（『協調会史』一三一ページ）。

一九三七年以降の町田辰次郎常務理事体制に入ってから、協調会は、時局対策委員会の提唱から産業報告連盟の結成に突進した。確かに、協調会は、産業報国連盟に進む過程を先導し、当初は主導的立場にあった。しかし、「草の根」産業報国運動が新体制としての大日本産業報国会に吸収された段階で、協調会は、産報が「国家の直接且つ協力なる統制下に帰する」動向に対して距離を置き、先にも見た通り「三位一体」化方針を拒否し、「独自の立場を堅持」する方針をとった。協調会自身におけるこの間の経過の把握によれば、協調会は、産報の国家統制体制化と「対峙したまゝ、ついに終戦に至った」のであった（『協調会史』一三九ページ）。

協調会は、その自分史で、産報の国家機構化には距離を置いたとする認識を示しているのであったが、産報化についての協調会の責任は、それでは免罪されなかった。第二次世界大戦後の占領体制下で、協調会の産業報国連盟との関連が問題とされ、協調会はＧＨＱによって解散に追い込まれることになる。

戦後直後の協調会の解散経過については、協調会常務理事であった千葉了の手記「協調会解散に関する経過の真相」があり、『協調会史』第五章第四節となっている。そこでは、協調会解散に追込まれる過程でなされた協調会二七年間の歴史の総括がなされているが、一九三〇年代後半の時期については、協調会における協調主義の「戦時的偏向」の時期であり、「戦時的歪曲」の時期であったとされた（『協調会史』一二五ページ、一二六ページ）。解散問題でGHQとの交渉が始まった時、協調会側が力説したのは「協調会の社会政策的施策殊に社会政策学院の事蹟」であった（『協調会史』一四一ページ）。

占領体制において、GHQは、協調会が産報体制に対して独自性を確保し対峙の姿勢をとった経過を認めはしたが、また、社会政策学院の経過に積極的な評価を与えはしたが[6]、協調会を「官僚的」「資本家的」「反労働者的」「国家主義的」であって「非民主主義的な機関」であると解釈するに至っていたとする感触を、当時の協調会関係者は得ている。

一九四六年六月三日、GHQの経済科学局労働課長テオドール・コーエンは、戦後、協調会会長に選ばれていた添田敬一郎に次のように語ったのであった（『協調会史』一二七ページ）。

> 協調会労働運動を抑制する立場にあった床次内務大臣等の主張によって創立されたのであるが、その後の歴史は国家主義的であって、労働運動を助成することが少なく、殊に労働組合運動を抑圧する立場をとつて来たと認められる。この性格が産業報国会を生み、それがその後遂に国家の統制下に戦争に協力する活動をするに至つた。産報の斯かる行き方に対して協調会が反対した事実は認めるけれども、最初に産報を生んだといふ事実の方は一層重大な関係を持つものといはなければならない。
>
> 勿論、協調会のやってきた事業のうちには賞賛に値ひするもの丶少なくなかつたことは充分に認めるし、又最近に於ける諸君の努力に就いてもよく諒解が出来る。併し、協調会の長い歴史に対する労働運動者側の反感が甚だしくてこのまゝ事業を継続し

て行くことは適当でないと思はれるから、この際協調会を解散して別に名称も機構も全く新しい労働問題研究のための学徒の団体を構成し、それに協調会の資産を委譲されるやうになされることを希望する。尤も現在の協調会の事業でなかなかよいものがあるから、それは新団体で採り上げてやるがよいし、又熟練せる職員も居るから、それは続いて勤めるようにするがよいと考へる。（傍点は引用者）。

協調会二七年の歴史において、次の時代に継承される価値があると評価されたのは社会政策学院の事業であった。こうして、社会政策学院は中央労働学園大学となったのであった。

中央労働学園大学社会学部は法政大学社会学部となる。かつて、協調会の労働課長であった村山重忠、『社会政策時報』の編集責任者であった山本巌、協調会嘱託として『社会政策時報』に健筆を振るっていた栢野晴夫、などが、中央労働学園大学を経て法政大学社会学部の教授会を構成するに至る。その間の経緯の詳細な追跡は、「法政大学社会学部史」の課題となるであろう。

（1）大原社研所蔵「協調会文庫」において確認された会報の各号は以下の通り。
①社会政策学院同窓会機関誌『同窓会々報』創刊号、一九二七年八月。
②社会政策学院同窓会機関誌『同窓会々報』第二号、一九二八年十一月。
③社会政策学院同窓会機関誌『同窓会々報』第三号、一九二九年十一月。
④社会政策学院同窓会機関誌『同窓会々報』第四号、一九三〇年十二月。
⑤社会政策学院同窓会機関誌『同窓会々報』第五号、一九三一年十二月。
⑥協調会・社会政策学院学友会誌『主潮』第六巻第一号、一九三二年七月。
⑦協調会・社会政策学院学友会誌『主潮』第六巻第二号、一九三二年一〇月。

⑧協調会・社会政策学院学友会誌『主潮』第七巻第一号、一九三三年一月。
⑨協調会・社会政策学院学友会誌『主潮』第七巻第二号、一九三三年四月。
⑩協調会・社会政策学院学友会誌『主潮』第七巻第三号、一九三三年一〇月。
⑪協調会・社会政策学院学友会誌『主潮』第一一号、一九三四年四月。
⑫協調会・社会政策学院学友会誌『主潮』第一二号、一九三四年八月。
⑬協調会・社会政策学院学友会誌『主潮』第一三号、一九三五年一月。
⑭協調会・社会政策学院学友会誌『主潮』第一四号、一九三五年六月。
⑮社会政策学院同窓会報『主潮』第一五号、一九三五年十一月。

(2) 協調会設立時からの理事であり、長く社会政策学院の院長を務めた塩沢昌貞が、「労働問題の本質と其解決方針」を論じ、社会政策研究者を導く観念として「文化的生存（クルトゥーア・エギジステンツ）」があり、「人間らしき存在（メンシェンヴィルディゲス・ダーザイン）」があると論じている例もあった（『社会政策時報』一九二〇年一二月）。塩沢は、協調会の発足に当たって、渋沢栄一に「社会政策学院と云ふ様な名稱にでもしたらどうですか」と提言したことがあると回想している（[会報]⑮六ページ）。

(3) 吉田茂を回想する関係者の発言から伺えるのは、内務官僚の日常語として「高等官用食堂」であるとか「属官」「奏任」「勅任」であるとかが使用されていた実態である（前掲『吉田茂』一二三ページ、一四六ページ、二二七ページ）。身分としての位階制度に浸り切った「高等官」の立場から「属吏」に「社会」観念を植え付け、「政策」の担い手となることを求める構造が社会政策学院にまつわっていた。この構造から受講者の側には「養成された」とする意識があり、全国に配置される「社会技師」としての自覚が生まれている（[会報⑮]五二ページ）。身分支配の「官と等級」の世界にあって、「全体会議」を開き、身分差を越えた議論を組織したところに吉田茂の新官僚性があったとされている（前掲『吉田茂』二〇七ページ）。

(4) 二〇回生のある受講者は一九二七年の教室の雰囲気について、「講習生の数は百名を一寸欠けた許りで鉄道省や専売局等のサラリーマンが多く坊さんも四、五名は居た。女子が四名程居て中にSといふ人は夫婦で来てゐた」と語っている（[会報

⑮」五〇ページ)。所属・職業は多様で、一覧表にまとめることも困難であり、ここでは省略せざるを得ない。警察、軍、関係者の数も少なくはなかった。第一回の受講生の中に、憲兵隊の甘粕正彦が妹と一緒に参加している姿が見られたとされている(「会報⑮」二〇ページ、五二ページ)。一定期間で掲載される「会員の職業、勤務先変更」欄を見ると、受講生が終了後に職場を新たに開拓した場合の進路が見えるようである。

(5) 一九三一年に衆議院を通過した労働組合法案が貴族院で握り潰された時、吉田は、思わず「資本家の奴らが…」と怒りを口にし、憤満やるかたない面持ちであったとされている(前掲(二の注1)『吉田茂』五五ページ)。吉田の怒りの声を聞いたのは山家和子であった。山家の「父のこと」を参照(同上『吉田茂』四一二ページ)。吉田は、また、「貴族院改革」「憲法改正」を表面には出さないが「配慮」していたという(同上『吉田茂』二二〇~二二一ページ)。一九三一年に組織を露呈させた国維会は、行政テクノクラートがテクノクラシー段階への突入を決意した現われであったのであろうか。「地下百尺」の組織は「地上百尺」の組織となり、政党政治派に攻撃されて一九三四年には解体に追いやられた。後藤文夫、安岡正篤、などの国維会についての回顧談を参照(同上『吉田茂』一七九ページ、以下参照)。

(6) 第二次世界大戦終了後、半年余で、社会政策学院は再開されていた。学院長に就任したのは大河内一男であった(『協調会史』一二二ページ)。大河内は、その前から学院の責任者であったと回想している。大河内の協調会についての回想には、次のようなエピソードが含まれていた。「西尾は働きながら勉強した。彼がいちばん教えを受けたのは宇野利右衛門の『職工優遇論』と山県憲一の『職工組合論』であり、明治時代の労働運動の指導者がどんなに苦労して組合をつくったかは、西尾に深い感銘をあたえた。西尾の勉強といえば、第二次大戦中、労働組合などはほとんどみな解散してしまった後の頃、当時の芝公園の協調会館のなかの図書館へきてしきりに本を読んでいた西尾末広の姿を私はよく覚えている。戦後にそなえるということであったのだろうか、それとも性来の読書好きということなのか、私は当時協調会に付属されていた労働学院という教育機関の責任者のような立場をかねていたので、よく彼の姿を図書館でみかけた。冬の寒いころ、もちろん暖房もなくがらんとした図書室のなかで、冬外套を着たままで読書に余念のない彼の姿は、まことに印象的だった」(『暗い谷間の労働運動―大正・昭和(前期)』岩波新書、一九七〇年、三三ページ)。やがて片山内閣で官房長官となり、芦田内閣で副総理とな

る西尾は、「暗い谷間」の時代に日本労働総同盟の責任者を経験し数少ない無産政党出身の国会議員となっていた一人であった。

社会政策学院修了生概覧［昭和10年11月調］
（『主潮』1935年11月号，pp. 68～69.）

(1) 修了生職業別

官庁公衙勤務者	1001
会社工場勤務者	385
宗教家	101
商業	81
社会事業団体勤務者	48
新聞雑誌出版社勤務者	43
教育家	40
学校関係勤務者	22
学生	19
宗教団体勤務者	16
農業	16
其他	710
物故会員	65
計	2547名

(2) 修了生学歴別

中等学校卒業	1035
専門学校卒業	587
大学卒業	282
高等小学校卒業	231
特殊学校卒業	176
中等学校半途退学	112
専門学校半途退学	93
大学半途退学	24
尋常小学校卒業	7
計	2547名

(3) 修了生講習会別

回期	講習年	志願者	入学者	修了者
1	1920	216	215	120
2	1920	92	92	67
3	1921	75	71	60
4	1921	86	86	72
5	1922	83	75	72
6	1922	79	64	58
7	1923	122	111	94
8	1923	69	56	54
9	1924	86	82	75
10	1924	110	87	87
11	1924	68	62	48
12	1925	161	119	102
13	1925	147	112	76
14	1925	71	47	46
15	1926	203	143	118
16	1926	167	134	118
17	1926	165	118	91
18	1927	113	97	86
19	1927	46	35	25
20	1927	153	110	96
21	1928	206	133	107
22	1928	136	98	74
23	1929	130	99	81
24	1929	114	91	76
25	1930	125	95	83
26	1930	83	65	59
27	1931	77	55	48
28	1931	92	71	62
29	1932	96	74	67
30	1932	89	70	62
31	1933	50	36	30
32	1933	86	5	58
33	1934	77	54	46
34	1934	95	80	77
35	1935	71	58	51
計		3859	3060	2547

(講習期間は各3ヵ月。第22回のみ翌年へかけて6ヵ月。)
(各年の実数と集計数の差は原文のママ。)

協調会社会政策学院
(『主潮』1935年11月，口絵写真)

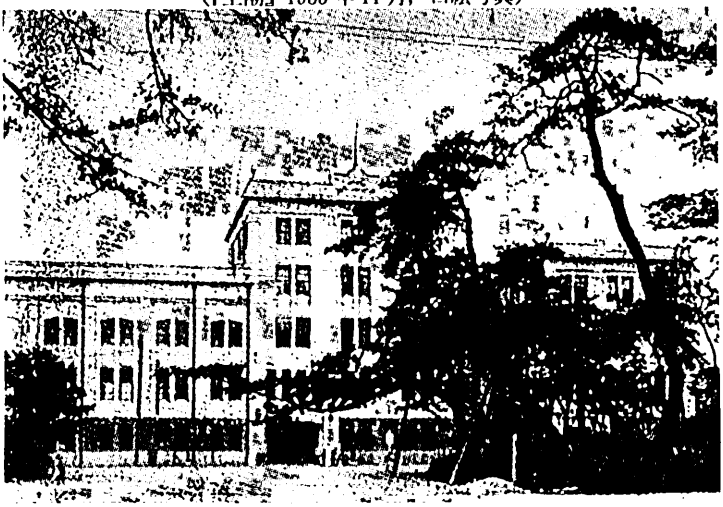

「協調会社会政策学院」とあるが協調会館の正面全景である。『協調会史』によれば，1921年，芝公園の六号地に500余坪を東京市から借り受け，建て坪1200余坪の会館を総工費52万円で竣工させた（p.60.）。第二次大戦後は，協調会館は中央労働会館として使用された。

「学院講義の一場面」とされている。女性が1，2名，参加している例が珍しくなかった。

六　協調会と大原社研の接点

―結びとして―

解散時に本館保存五万数千冊、大阪支所保管二千余冊、とされた協調会の蔵書は、一九五一年、中央労働学園大学が法政大学へ合併されるとともに、協調会文庫として法政大学図書館へ移管された。一九七三年、法政大学に社会労働問題研究センターが設立され、協調会文庫は同センターで大原社研の蔵書と合流することになった。同センターは、一九七五年、旧協調会資料も収めているので、ここで、協調会蔵書と協調会資料は、大原社研の蔵書・資料と合流することになったのであり、今日に至っているのであった。

協調会資料とは、労働組合の動向や争議を中心とする社会問題について協調会職員が収集した記録である。その記録の中には、内務省や警察・憲兵隊と協調会が交わした情報交換記録も含まれている。大型書架数台に収められた非公開資料であり、法政大学社会労働問題資料センターに移管されるまで、協調会文庫から分離され、学校法人中央労働学園の財産として保存されていた。

第一次大戦直後、同じ年に生まれた協調会と大原社研は、大日本帝国体制下で、共に社会労働問題の研究機関としての在り方を維持し続け、新体制への併呑を辛うじて避けながら、第二次世界大戦の終了を迎えることが出来た。協調会が解散され、大原社研も実質的に解体するに至る二七年間、二つの研究機関の間に組織としての恒常的な交流関係が確定されることはなかったが、両者がまったく無関係であったわけではなかった。両者は対抗関係あるいは競合関係としての接点を何点も持ち、戦後直後には協同関係としての接点すら、瞬間的には持つに至っていた。

この二つの研究機関は、すでに設立される前史の段階で、対抗し競合する関係を切り結んでいた。協調会は、一九

一八年、政府が内務省に組織した救済事業調査会の諮問と答申から生まれた（『協調会史』一ページ）。この救済事業調査会には、高野岩三郎が参加していた。救済事業調査会で、高野は、労働組合設置問題をめぐって、やがて協調会の中心となる桑田熊蔵や内務省の委員と激しく衝突していた経過がある（大島清著『高野岩三郎伝』岩波書店、一九六八年、一一二ページ以下参照）。救済事業調査会で示された労働組合派としての高野の立場から大原社研が生まれることになったが、後に大原社研所員となる櫛田民蔵は、当時、「救済事業」という発想が持つ慈恵的意味を批判する論陣を張っていて、高野の強力な支持者となっていた。

国際労働会議労働代表選定問題が発生したのは一九一九年であった。この問題で、政府における「社会政策的見地よりする労資調整機関」設立の機運は急速に熟した（『協調会史』四ページ）。ところで、最初の国際労働会議労働代表に選ばれたのは高野岩三郎であった。労働代表を一度は受諾した高野であったが、結果として辞退することになる（『高野岩三郎伝』一四五ページ以下参照）。高野は東京帝国大学に辞表を提出、その直後に起きた「森戸事件」で二度と東大に戻らないことになり、高野の大原社研所長就任が確定された。高野は、第一回国際労働会議に後に大原社研所員となる森戸辰男を同行する予定でいた。高野辞任の後、数年経って国際労働会議労働代表となったのは協調会の田沢義鋪であった。

社会問題を対象領域とする調査・研究機関として、協調会も大原社研も、最初に取り組んだ仕事は、社会調査であった。協調会が一九二一年五月に着手した「俸給生活者及び職工の生計調査」は、「我国に於ける最初の試み」（『協調会史』三七ページ）と自認されている。他方、高野岩三郎が友愛会の協力で行なった一九一六年の「東京ニ於ケル二十職工家計調査」は、「わが国最初の社会統計的方法による労働者家計調査」（『高野岩三郎伝』九二ページ）とされている。一九一九年には、高野らによって「月島調査」と呼ばれる都市労働者の生活実態調査が開始されていた

（『高野岩三郎伝』九四ページ以下参照）。この「月島調査」には、後に大原社研所員となる権田保之助が参加していた。

『社会政策時報』の創刊号（一九二〇年九月）は、裏表紙全面で、大原社研の『日本労働年鑑・大正九年版』の広告を扱っている。二つの機関の初発点において、両者の関係は平穏に見えた。しかし、『社会政策時報』の第八号（一九二一年四月）では、協調会常務理事である永井亨が、協調会と類似の機関を欧米諸国に探してみても見当たらないとしたついでに、「我邦」の社会政策学会や「大原社会政策研究所」について「事新らしく説明するの必要もなからう」とする言及を見せている。永井は、協調会と大原社研が異質の機関であることは言うまでもないであろう、と軽くいなしているのであった。協調会編『最近の社会運動』（一九二九年）においても、「労資協調機関」としての協調会と、「社会問題調査機関」としての大原社研とは、画然と距離を置いた地点に位置付けられていた。

他方、『日本労働年鑑・大正十年版』は、「労資協調運動」の編を設け、そこで富士瓦斯紡績会社押上工場の同盟罷業について協調会が示した態度を、「労働争議の仲裁和解に対して極めて消極的態度を持するものであることを天下に暴露するに至つた」（二四三ページ）とする厳しい「批評」を与えていた（『協調会史』三三ページ参照）。ここで、協調会と大原社研の間にあるのは対抗関係であった。

協調会の教育機関としては、社会政策学院のほかに「高小卒」を入学資格とする「労務者講習会」や「短期講習会」があり、東京、大阪、神戸、福岡、京都、名古屋、広島、などで開設されていた。前者は、砲兵工廠、海軍工廠などから「在職々工」を募集する方針の労働学校であった（『社会政策時報』一九二一年三月）。大原社研の森戸辰男などが中心になった「大阪労働学校」とは対抗する内容の労働学校であった。労務者講習会については、藤野豊「協調政策の推進－協調会による労働者の統合－」『近代日本の統合と抵抗(3)』日本評論社、一九八二年、大阪労働学校については、大原社研編『大阪労働学校史－独立労働者教育の足跡』法政大学出版局、一九八二年、がある。

協調会も大原社研も、ともに労働年鑑を発行し続けた。協調会の『労働年鑑』は、一九二八年版『海外労働年鑑』として発足、一九三三年から『労働年鑑』に切り替えられたが、国際労働運動の記録を特徴としていた。大原社研の『日本労働年鑑』は、国内の労働運動の記録に力を注いでいたが、労働運動の議会進出と議会活動の記録にも留意する特徴を発揮していた。両者は期せずして補完関係を構築していた。

帝国体制下の社会問題調査・研究機関が帝国体制下の社会労働運動史研究に接近した貴重な事例がある。協調会が「創立十周年記念出版」として一九二九年に発刊した『最近の社会運動』と大原社研が同じ一九二九年に発刊した『日本社会主義文献第一輯』がそれである。そして、この二点もまた、対抗・競合関係でなく補完関係にあったと見ることが出来る。

戦時体制としての労働国策に、協調会は、時局対策委員会と産業報国連盟の組織化で対応した。大原社研は、ナチスの労働戦線の積極的な紹介で対応した。戦時体制への対応は、協調会と大原社研の対抗と競合を越えた新たな接点となっていた。

協調会と大原社研の協同の接点として注目されるのは、第二次世界大戦終了直後、一九四六年五月二五日から協調会が解散する同年七月三一日までの間、僅か二ヵ月間余であるが、大原社研の森戸辰男が協調会の理事に就任、評議員となり常議員となっている事実である（『協調会史』一六〇、一六九ページ）。この時期、大原社研は実態としては解散状態にあって戦後の再構築を模索している過程にあった。森戸は、必ずしも大原社研の所員、あるいは副所長として協調会理事になったわけではなかったと思われる。森戸は、すでに日本社会党の中央委員であり衆議院議員であった。協調会理事としての森戸の肩書きは「衆議院議員、社会立法協会常務理事」となっていた（『協調会史』一二三ページ）。

戦後直後の協調会は、全理事の三分の二を改選し、添田新体制として、労働組合代表を理事会に加える構成をとっていた。戦後の協調会において、副会長は日本労働総同盟会長の松岡駒吉であった。森戸は、同じく衆議院議員であった西尾末広などとともに、「労働運動関係者」の理事として理事会に加わったのであった。そのような事情を考慮しながらも、戦後直後の時点で、協調会と大原社研との間には、対抗でも競合でもない協同関係が成立していたと見ることが出来る。森戸が理事に就任する前、協調会と大原社研との間には次のような関係が樹立されていた。

占領体制下に置かれ、装いを新たにしつつあった協調会であったが、その協調会は、一九四五年一二月、終戦後四ヵ月の時点で、「大原社会問題研究所及び社会立法協会との共同主催」で「戦後の社会政策を研究」するため「社会政策協議会」を開催したとする記録を「正史」に残している（『協調会史』一二二ページ）。この場合も、おそらくは、大原社研同人としての高野岩三郎や権田保之助や久留間鮫造や大内兵衛などの意向から離れたところでなされた森戸辰男の、ほとんど個人的な参加であったのであろうが、「社会政策協議会」においては、機関としての大原社研が機関としての協調会と組織的に連携したことになっているのであった。

政策論として協調主義を追求し、社会政策を理論と運動の両面で展開して来た協調会においては、政策科学論の視点が欠落していた。政策論は、状況対応機能を誇る、ただし抑制装置を内蔵していない推進力であり、暴走状態に入っても自己制御が不能であった。他方、国家学批判としての社会科学を志向する大原社研であったが、批判科学としての社会科学は、理論的な鋭さのゆえに戦時体制下における政策展開としての統合と統制の論理に拒否の姿勢を生み出すだけであって、代替選択肢の提起について無力であった。協調会も大原社研も、一九一九年以降の二七年間の経験を通じて、政策論としての批判科学性欠落と、批判科学としての政策提起能力喪失という、政策科学の領域における無力さを自覚する共通の地点に到達していた。この共通の地点が、二つの研究機関の協同の地点として、また、

二つの研究機関のそれぞれの在り方の収斂点として、瞬時とはいえ、一九四五年一二月における「戦後の社会政策を研究」するための「社会政策協議会」を成立させたのであったと見たい。

第二次世界大戦直後に設けられた「社会政策協議会」という到達点は、協調会と大原社研という二つの、一見、対蹠的な研究機関が、実は、それぞれの在り方の深い所でお互いに引き合う関係性を保持していたことを示している。冒頭で、協調会と大原社研は、大正デモクラシー状況という母胎から生み落とされた異父兄弟であったと述べたのは、そういう意味においてであった。

〔付記〕本校の要旨は、一九九五年一〇月一八日の法政大学大原社会問題研究所月例研究会において報告された。その際、何点かの有益なご指摘を受けることが出来た。記して謝としたい。